


高畠町木造住宅耐震診断士派遣事業

| | |
|--------|--|
| 事業内容 | <p>希望する方へ、町で「耐震診断士」を派遣し、対象住宅の調査・診断により、耐震性や改修工事のアドバイスをを行います。</p> <p>※直接ご自宅へ伺い、現地調査を行って「診断結果報告書」(地震に対する安全性等)を作成します。</p> |
| 補助対象者 | <p>高畠町内に下記の「補助対象住宅」を所有し、町税等を滞納していない方。</p> <p>※対象住宅の所有者でない方が申請を行う場合は、別に同意書が必要となります。</p> |
| 補助対象住宅 | <p>次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none">① S56.5.31 以前に着工された、居住用の木造住宅であること② 個人が所有するものであること③ 2 階建て以下であること④ 専用住宅若しくは併用住宅(1/2 以上が住宅)であること⑤ 過去に同耐震診断を受けていないこと |
| 補助額等 | <p>診断費用 133,100 円のうち、120,100 円を町で負担します。</p> <p>残りの 13,000 円は自己負担となります。</p> |

| | | | |
|--------------------|-------------------|------------|---|
| 《 参 考 》 診 断 結 果 | 〔木造戸建住宅：評点の診断の目安〕 | |  |
| | 評 点 | 診 断 | |
| | 1.5 以上 | 倒壊しない | |
| | 1.0 以上 1.5 未満 | 一応倒壊しない | |
| | 0.7 以上 1.0 未満 | 倒壊する可能性がある | |
| 0.7 未満 | 倒壊する可能性が高い | | |

お問い合わせ：山形県高畠町建設課 建築住宅係

☎0238-52-4481

高畠町木造住宅耐震診断士派遣事業

《通常 確認事項・手順表》

| | | |
|------|-----------|--|
| 事前確認 | 助成内容 | ▶別紙『実施規程』⇒「第1条」、「第2条」 |
| | 対象住宅 | ▶別紙『実施規程』⇒「第3条」 |
| | 申込者 | ▶別紙『実施規程』⇒「第4条」 |
| | 自費負担 | ▶別紙『実施規程』⇒「第7条」 |
| 申込者 | 診断申込み | ▶別紙『実施規程』⇒「第5条」 |
| | | ◎提出書類 <input type="checkbox"/> 派遣申込書【様式第1号】 <input type="checkbox"/> 対象住宅の位置図、各階の平面図書等の写し ※位置図は住宅地図可 <input type="checkbox"/> 対象住宅の外観等の写真 <input type="checkbox"/> 対象住宅の建築確認済証、検査済証又は登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 申込者の高畠町の納税証明書 |
| 町 | 診断士派遣の決定 | ▶別紙『実施規程』⇒「第6条」 ◎申込書等審査、書類確認後、「診断士派遣決定通知書」にて 申込者へ 通知。 ※派遣を辞退する場合は、お早めにご連絡ください。※規程第8条 |
| 申込者 | 自費負担額の支払い | ▶別紙『実施規程』⇒「第7条」 ◎耐震診断士の現地調査日に、申込者負担分として、 13,000円 をお支払いください。 |
| 町 | 結果報告指導等 | ▶別紙『実施規程』⇒「第10条」、「第12条」 ◎耐震診断完了後、診断結果の報告を、 町及び診断士でお伺いしご説明いたします。 |

診断結果により、ご希望であれば「耐震改修事業補助金」のご案内もいたします。